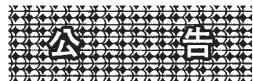


採用選考の項中「身体障がい者」を「障がい者」に改める。

人事委員会事務局



## 公告

県営北長池地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県知事を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和元年9月30日

長野県知事 阿部 守一

### 1 縦覧に供する書類

県営北長池地区土地改良事業計画書の写し

### 2 縦覧の期間

令和元年10月1日から令和元年10月30日まで

### 3 縦覧の場所

長野市役所

農地整備課

## 公告

県営千曲川沿岸松代地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県知事を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和元年9月30日

長野県知事 阿部 守一

### 1 縦覧に供する書類

県営千曲川沿岸松代地区土地改良事業計画書の写し

### 2 縦覧の期間

令和元年10月1日から令和元年10月30日まで

### 3 縦覧の場所

長野市役所

農地整備課

## 公告

県営千曲川沿岸清野地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求することができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県知事を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和元年9月30日

長野県知事 阿部 守一

### 1 縦覧に供する書類

県営千曲川沿岸清野地区土地改良事業計画書の写し

### 2 縦覧の期間

令和元年10月1日から令和元年10月30日まで

### 3 縦覧の場所

長野市役所

農地整備課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和元年9月30日

長野県長野建設事務所長 下里 巍

### 1 許可番号

令和元年8月5日 長野県長野建設事務所指令元長建第44-9号

### 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字村山字土手内384-4

### 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字塩川1656-9

松井克明、松井佑歩

都市・まちづくり課

## 公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

令和元年9月30日

長野県公営企業管理者 小林透

名 称	事業所の所在地	指 定 年月日
エムティー長野株式会社	長野市大字稻葉母袋沖612番地 1	令和元年 9月24日

水道事業課

**公告**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号のイの規定により放置車両の確認等に関する技能及び知識に関する講習を次のとおり行います。

令和元年9月30日

長野県公安委員会

**1 講習の日時及び場所**

区分	期 日	時 間	場 所
駐車監視員資格者講習	令和元年11月15日（金）及び11月16日（土）	午前8時30分から午後5時15分まで	長野市川中島町原704の2 北信運転免許センター
” (修了考査)	令和元年11月22日（金）	午前9時から午前11時30分まで	

**2 受講手続****(1) 受講の申込み**

講習を受けようとする者は、駐車監視員資格者講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真（申込み前6月以内に撮影した無帽、無背景、正面、上三分身、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真）を貼って、長野県警察本部交通部交通指導課駐車対策係（長野県庁9階）に持参してください。

**(2) 受付期間**

令和元年10月7日（月）から10月28日（月）まで（受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで）とします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。

**(3) 手数料**

講習手数料（2万円）は、講習初日に長野県収入証紙により納付してください。

**3 その他**

- (1) 道路交通法第51条の13第1項第2号のイ、ロ又はハに該当する場合は、駐車監視員資格者講習を受講して修了考査に合格し、駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けても、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。
- (2) 講習についての問い合わせ及び申込書の請求は、長野県警察本部交通部交通指導課駐車対策係（電話 026-234-9921）にしてください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

交通指導課